

# 虐待防止のための指針

社会福祉法人東明会  
ケアハウスとうめい

## 1. 虐待防止の基本姿勢

利用者の尊厳を保持するため、いかなる時も利用者に対して虐待を行ってはならない。そのため当施設の基本的な考え方として、この方針を定め職員が高齢者虐待について理解し、虐待を未然に防ぐ方策を共有する。

## 2. 虐待の定義

### (1) 身体的虐待

利用者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴力を加えること、また正当な理由もなく身体を拘束すること。

### (2) 心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応または不当な差別的言動、著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

### (3) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること、または利用者にわいせつな行為をさせること。

### (4) 介護放棄（ネグレクト）

意図的、結果的であるかを問わず、行うべきサービス提供を放棄又は放任し、利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること。

### (5) 経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分すること、その他利用者から不当に財産上の利益を得ること。

## 3. 虐待防止委員会の設置

虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図る事を目的に、虐待防止委員会を設置する。

### (1) 虐待防止委員会

①委員会は次に掲げる者をもって構成し、毎月1回職員会議にて開催する。

- ・施設長
- ・事務長
- ・介護支援専門員

- ・生活相談員
- ・看護職員
- ・介護職員
- ・栄養士
- ・調理員

責務・役割分担は以下の通りとする

責務	担当者
虐待防止委員会の責任者	施設長
虐待防止対応策の担当者	介護支援専門員 各部門主任
虐待発生時のプラン見直し、入居者・保証人に対する説明	介護支援専門員 生活相談員
医療的ケア	看護職員
第三者・専門家	必要に応じて、協力医療機関の医師

② 委員会では以下の項目を検討・決定する。

- ・虐待防止委員会その他施設内の組織に関すること
- ・虐待の防止の指針の整備・見直しに関すること
- ・虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- ・虐待等が発生した場合に従事者が相談・報告できる体制の整備に関すること
- ・報告された事例について、発生要因、結果等を分析し、そこから得られる防止策に関すること

#### 4. 虐待防止のための研修

- (1) 虐待防止のため、介護職員その他の従事者に対する研修を、4月と10月の年2回行う。
- (2) 新規採用時に必ず虐待防止のための研修を実施する。
- (3) 研修の内容は以下の通りとする。
  - ①虐待防止に関する基礎知識の適切な知識の普及、啓発
  - ②入居者の思いや困りごとに寄り添える専門性
  - ③入居者をケアする職員自身の心身のケア
- (4) 研修の実施内容、実施日時、受講者については、記録を残す。

#### 5. 虐待・不適切なケアへの基本対策

- (1) 対策の基本的な考え方
 

高齢者虐待や不適切なケアへの問題への対策の基本は背景となる要因

を分析し、組織的な取り組みを行い、その中で職員個々人が必要な役割を果たすことにある。

(2) 虐待・不適切なケアが起きた時の対処

- ①利用者の安全確保
- ② 事実確認
- ③ 組織的な情報共有と対策の検討
- ④本人・家族への説明や謝罪、関係機関への報告
- ⑤原因分析と再発防止への取り組み

6. 虐待、不適切なケアの未然防止の取り組み

当施設の職員は虐待、不適切なケアを未然に防ぐために以下の取り組みを実施する。

- (1) 事故や苦情の詳細な分析
- (2) 背景要因の解消
- (3) 利用者の権利利益を守る適切なケアの提供
- (4) 職員の倫理観・コンプライアンスを高めるため、施設内研修の開催や外部研修への参加

7. 閲覧について

本指針は当施設内に掲示し、いつでも自由に閲覧することができる。

8. 附則

本指針は令和3年4月より施行する。